

## コピー用紙の仕様の詳細について

### 1. 製品について

- ・ PPC 用紙は同等品可、再生紙も可とする。
- ・ 国内産を原則とするが、必須としない。
- ・ 製品の包装は A4 は 500 枚包 5 束、A3 については 500 枚包 3 束の 1 箱単位とすること。
- ・ 入札書の締め切り日までに必ず、見本として A4 500 枚を施設・用度課に提出すること。
- ・ また、見本とあわせてメーカー品質証明書を添付すること。  
これらの提出がない場合、入札書に単価の記載があっても無効とする。

### 2. 形状等

- ・ 折れ・しわ・傷・汚れ・異物等の混入がないこと。
- ・ 通常の複写機等で使用できるものであり、平滑性が高く詰まりにくいものであること。

### 3. 納品について

- ・ 随時の注文について、遅滞なく安定供給ができること。
- ・ この他、明記のない事項についても、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）の基準を満たす仕様であることが望ましいが必須としない。
- ・ 1 回の発注あたり 20～40 箱程度、月 8 回の発注を見込んでいる。
- ・ なお、購入予定数量はあくまで概算値であり、この数の購入を保証するものではない。

### 4. その他

- ・ 納品後、商品に瑕疵があった場合、直ちに良品と交換すること。
- ・ 納品物の数量及び規格が発注内容と異なる場合は、直ちに発注内容と同様物を再納品すること。